

江環第4号

一般廃棄物処理業 許可証

住 所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1
 氏 名 株式会社 イワフチ 代表取締役 岩渕 慶太

江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行規則 第4条の規定により
 令和4年2月20日付けの申請については条件を付して下記のとおり許可する。

令和4年4月1日

江北町長 山田恭輔



記

事 業 の 区 分	一般廃棄物の収集運搬
一 般 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物
器 具 器 材 の 種 類 及 び 数 量	別紙申請のとおり
作 業 区 域	江北町全域
許 可 期 限	令和6年3月31日

許可の条件

- (1) 一般廃棄物の収集車は、タンク式、パッカー式、又はコンテナ式のものを使用する場合のほかは必ずシートで覆うこと。
- (2) 流出又は悪臭が漏れる恐れのある一般廃棄物を運搬する際は必ず密閉できる容器を使用する。
- (3) 洗車設備を確保し、収集車を常に清潔に保持すること。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業の業務を休止、又は廃止したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

注 法第7条の3項1項に該当する場合ほか、次の各号の一に該当するときは、期間を定めてその事業の全部、又は一部の停止を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 令第3条に定める基準に適合しなくなったとき。